

居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営 法人	サービスの 種類	指定更新 年月日	備考
1	ケアプラン ぽっかぽか	習志野市 谷津 5-21-2	有限会社 アペルト	居宅介護 支援	令和5年 5月1日	